

様式2

法人名 医療法人 萌生会

※医療法人整理番号 0 1 3 3 1

所在地 熊本市南区田迎3丁目2番1号

財 産 目 録
(令和 7年 7月 31日現在)

1. 資 産 額	266,760 千円
2. 負 債 額	214,299 千円
3. 純 資 産 額	52,461 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	109,411
B 固 定 資 産	157,349
C 資 産 合 計 (A+B)	266,760
D 負 債 合 計	214,299
E 純 資 産 (C-D)	52,461

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 萌生会
所在地 熊本市南区田迎3丁目2番1号

※医療法人整理番号	0	1	3	3	1
-----------	---	---	---	---	---

貸 借 対 照 表
(令和 7年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	109,411	I 流 動 負 債	27,596
II 固 定 資 産	157,349	II 固 定 負 債	186,703
1 有 形 固 定 資 産	156,644	(うち医療機関債)	
2 無 形 固 定 資 産	597	負 債 合 計	214,299
3 そ の 他 の 資 産	108	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)		科 目	金 額
		I 出 資 金	8,000
		II 積 立 金	44,461
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	52,461
資 産 合 計	266,760	負債・純資産合計	266,760

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式4-2

法人名 医療法人 萌生会

※医療法人整理番号

所在地 熊本市南区田迎3丁目2番1号

損 益 計 算 書
(自 令和 6年 8月 1日 至 令和 7年 7月31日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	221,737
2 事業費用	217,169
本来業務事業利益	4,568
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	4,568
II 事業外収益	3,385
III 事業外費用	5,476
経常利益	2,477
IV 特別利益	1,543
V 特別損失	
税引前当期純利益	4,020
法人税等	85
当期純利益	3,935

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

法人名 医療法人 萌生会

所在地 熊本市南区田迎3丁目2番1号

※医療法人整理番号	0	1	3	3	1
-----------	---	---	---	---	---

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人 萌生会

理事長 田村 知丈 殿

私は、医療法人萌生会の令和6会計年度(令和6年8月1日から令和7年7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 7 年 9 月 24 日

医療法人 萌生会

監事 島田 健司

